

国地契第 10 号
国官技第 43 号
国営計第 26 号

平成 14 年 5 月 29 日

最終改正 令和 5 年 12 月 27 日 国官会第 19132 号
国官技第 273 号
国営計第 129 号
国営整第 155 号
国北予第 14 号

各地方整備局 総務部長
企画部長 殿
営繕部長

国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う契約事務手続について

平成 14 年 5 月 30 日より「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号。以下、「建設リサイクル法」という。）が施行され、工事請負契約書に記載しなければならない事項が追加されたことから「工事請負契約書の制定について」の一部改正について」（平成 14 年 5 月 29 日付け国地契第 8 号）が通知されたところであるが、建設リサイクル法第 12 条の手続及び同法第 13 条により工事請負契約書に新たに記載される事項の合意手続について下記により措置されたい。

記

1 対象工事である旨の明示

建設リサイクル法対象工事については、工事の発注に際して以下の事項を明示するものとする。

(1) 入札公告、送付資料に記載する事項

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(2) 競争参加資格確認通知書、指名通知書に記載する事項

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。

2 建設リサイクル法第12条及び同法第13条に関する手続について

(1)、(2)、(3)の手続により建設リサイクル法第12条に基づく説明及び第13条の規定に基づく契約書記載事項の合意のための協議を行うものとする。

(1) 協議実施の通知

本局総務部契約課（本局発注工事の場合）又は経理課（工事事務所発注工事の場合）（以下、「契約担当課」という。）及び発注工事の工事担当課は、落札者決定後速やかに建設リサイクル法第12条に基づく説明並びに同法第13条に基づく分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用（以下、「分別解体等の方法等」という。）の契約書への記載に係る協議を実施する旨を落札者に通知する。

(2) 建設リサイクル法第12条に関する手続

- ① 工事担当課は、建設リサイクル法第12条に基づき、落札者から説明書（別紙1及び別紙1に示す添付資料）並びに都道府県知事等の発行する処理施設の許可証の写しを添付した書面の交付及び説明を受け、落札者の提示した分別解体等の方法等について適切であることを確認する。
- ② 工事担当課は、①において提出された書面について適切であることを確認した後、速やかにその旨を契約担当課に報告する。

(3) 建設リサイクル法第13条に関する手続

- ① 契約担当課は、分別解体等の方法等を記載した書面（別紙2～4のうち該当するもの）の交付を受ける。
- ② 契約担当課は、①において提出された書面の確認を行った後に、工事担当課に合議する。
- ③ 工事担当課は、②において合議された書面について適切であることを確認した後、速やかにその旨を契約担当課に報告する。

3 契約締結

契約担当課は、記2の手続の終了後速やかに契約書案に解体工事に要する費用等必要事項を記載させた上契約締結を行う。なお、記2の協議に時間を要するために落札決定から7日以内に落札者が契約書案を契約担当官等に提出できない場合は、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省厚第5号）別紙「〇〇競争契約入札心得」第12条ただし書きの規定に基づき契約担当課は落札業者から当該期間の延長を求める旨の文書を提出させ、書面による承諾を行うものとする。

4 契約変更

契約変更の手続は、その必要が生じた都度、発注者と請負者が協議の上、2(3)の

手続に準拠し、速やかに行うものとする。

(別紙1)

説 明 書

年 月 日

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 —) 電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表 (別表1~3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)

別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表3 (建築物以外のものである解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②工程の概要を示す資料 (できるだけ図面、表等を利用する。)

欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

1. 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・運搬費を含む。

(別紙 4)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等)

1. 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用 (直接工事費) _____ 円 (税抜き)

(注)・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用 (直接工事費) _____ 円 (税抜き)

(注)・運搬費を含む。